

令和 年 月 日

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人むつみ福祉会
むつみ園指定居宅介護支援事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(松阪市指定 第2472500285号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方もサービスのご利用は可能ですが市町村へ「要支援1・2」「要介護1～5」認定の申請をしていただく必要があります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービス利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	4～5
8. 事故発生時の対応	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人むつみ福祉会
(2) 法人所在地 三重県松阪市嬉野須賀領町477-8
(3) 電話番号 TEL 0598-48-0800 FAX 0598-48-0880
(4) 代表者氏名 理事長 堀 博人
(5) 設立年月日 平成14年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業
(2) 事業の目的 要支援・要介護者等が心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、本人や家族の意向をもとに居宅サービス計画を作成し、適切なサービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。
(3) 事業所の名称 むつみ園指定居宅介護支援事業所 平成14年4月1日指定
松阪市2472500285号
(4) 事業所の所在地 三重県松阪市嬉野須賀領町477-8
(5) 電話番号 0598-20-8677
(6) 事業所長（管理者）氏名 橋本 吉弘
(7) 当事業所の運営方針 本人や家族の意向に基づいて適切な保健・医療・福祉サービスが提供できるように市町村、その他多様な事業所及び介護保険施設等と連携をし、公平中立に事業を実施する。
(8) 開設年月日 平成14年4月1日
(9) 当事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
小規模特別養護老人ホーム 平成21年4月1日 指定 松阪市2490700099号
通所介護事業(デイサービス) 平成14年4月1日 指定 三重県2472500277号
認知症対応型共同生活介護事業 平成14年4月1日 指定 松阪市2472500244号
(グループホーム)

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

松阪市及び津市

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年末年始（12月30日～1月3日）、土・日・祝日を除く全日
サービス提供時間帯	月～金 8時30分～17時30分
連絡受付時間	24時間受付 ※サービス提供時間外は転送電話にて対応

職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置します。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	備考
1. 管理者	1名	介護支援専門員兼務
2. 介護支援専門員（常勤兼務）	1名	管理者兼務（主任介護支援専門員）
3. 介護支援専門員（常勤専従）	1名	
4. 介護支援専門員（非常勤専従）	1名	

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

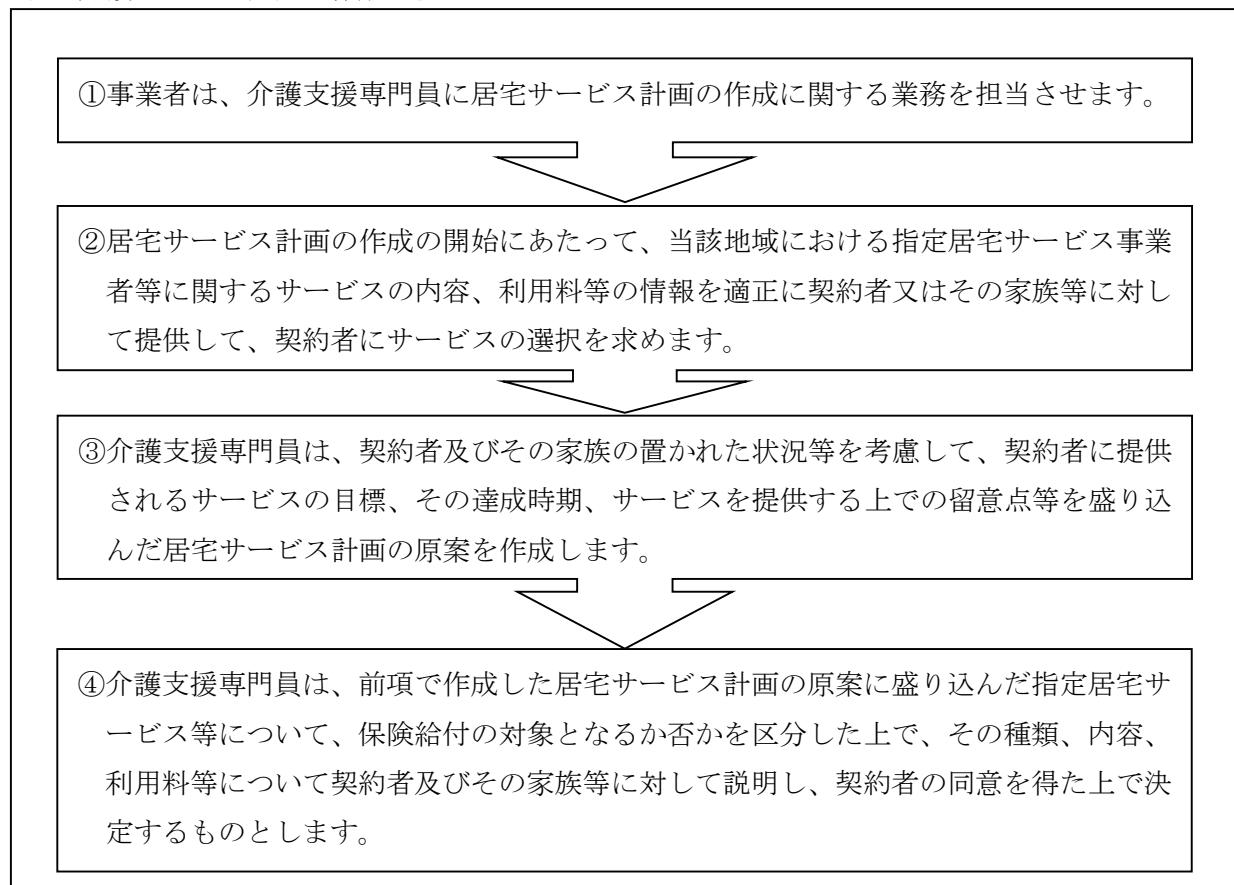
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービス内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように居宅サービス計画を作成します。

<居宅介護サービス計画の作成の流れ>



居宅サービス計画作成に当たっては複数の指定居宅サービス事業者等の紹介をさせていただくことや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を説明し理解を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅介護サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険の施設の紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望される場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供します。

⑤ 医療機関との連携

ご契約者が体調悪化等の理由で入院となった場合は、ご契約者等より病院の担当者に担当介護支援専門員の氏名、連絡先を速やかに伝えてもらうことで、医療機関と退院等に向けて迅速な連携を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法令の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(3) 利用料金のお支払方法

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払い下さい。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代（契約書第7条参照）

① 事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員に交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の支援専門員の指定はできません。

6. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

（1）苦情の窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の者が対応いたします。

- | | | | |
|----------|---|-------|-------|
| ○苦情受付担当者 | [職名] | 事務局次長 | 藤田 麻記 |
| ○苦情解決責任者 | [職名] | 施設長 | 猪子 武 |
| ○受付時間 | 毎週月曜日～金曜日
8:30～17:30 | | |
| ○第三者委員 | ① 三村 枝津子 (連絡先 0598-42-3428)
② 田中 信代 (連絡先 0598-42-4532) | | |

（2）苦情の受付

苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

（3）苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

（4）苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ① 第三者委員による苦情内容の確認
- ② 第三者委員による解決案の調整、助言
- ③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

（行政機関その他苦情受付機関）

松阪市役所 介護保険課	所 在 地	〒515-8515 松阪市殿町1340-1
	電 話 番 号	0598-53-4091
	受 付 時 間	9:00～16:30 (月～金)
津市役所 介護保険課	所 在 地	〒514-8611 津市西丸之内23-1
	電 話 番 号	059-229-3149
	受 付 時 間	8:30～17:15 (月～金)
三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課	所 在 地	〒514-8553 津市桜橋2丁目96番地
	電 話 番 号	059-222-4165

	受付時間	9:00~17:00 (月~金)
三重県 長寿介護課	所在地	〒514-8570 津市広明町13番地
	電話番号	059-224-2235
	受付時間	9:00~17:00 (月~金)

7. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行うものとします。

8. 居宅サービス計画書における介護サービス事業所の利用割合

当事業所が作成した居宅サービス計画書における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の事業所利用割合については、別紙の通りとなります。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 むつみ園指定居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 (氏 名)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者住所)

(氏 名)

(代筆者氏名)

(続柄)

(代理人住所)

(氏 名)

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書附属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約書に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他、ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第12条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生については、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、計画してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第13条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合、事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合